

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 経営総務部 資産経営課	番号 1
許認可等の内容		行政財産の目的外使用の許可	
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項	
審 査 基 準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第16条及び第17条	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 茅ヶ崎市市有財産規則第16条第1号の「国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用又は公共用その他公益上の目的のために使用するとき。」について</p> <p>(1) 「その他公共団体」とは、土地改良区、水害予防組合、健康保険組合等の公共組合及び公社、公共事業団などの法人をいう。</p> <p>(2) 「公共的団体」とは、農協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の文化事業団体で公共的な活動を営むものをいう。</p> <p>(3) 「公用」とは、国又は地方公共団体がその事務又は事業等を行うために直接使用することをいう。</p> <p>(4) 「公共用」とは、住民の一般共同利用に供することをいう。「公益上の目的」とは、慈善、学術等の社会全般の利益、すなわち不特定多数の利益のための用に供することをいう。</p> <p>2 茅ヶ崎市市有財産規則第16条第2号から第6号の各号については、それぞれの規定において具体的に定められているため、審査基準を設定していない。</p> <p>3 茅ヶ崎市市有財産規則第16条第7号の「前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 職員共済会や職員組合がその事務や事業の用に供するために使用するとき。</p> <p>(2) 市の指導監督を受け、市の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体（都市施設公社、社会福祉事業団、シルバー人材センター、観光協会、文化財団等）において、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。</p> <p>(3) 施設利用者の利便のために使用するとき（公衆電話、ケーブルテレビの設置等）</p> <p>(4) (1) から(3) までに掲げるもののほか、個別具体的な判断に基づき市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>4 3の記載にかかわらず、前広場の使用については、本市の推進する事業に寄与する目的で一時的かつ広く市民に開放して行われるイベント、出店等の使用について、次のいずれかに該当する場合に限って、その使用を許可することができる。ただし、政治活動、宗教活動等を目的とする場合</p>	

		<p>は、許可しない。</p> <p>(1) キッチンカー、屋台、その他これらに類する飲食販売のために使用するとき。</p> <p>(2) フリーマーケット、マルシェ、その他これらに類する販売のために使用するとき。</p> <p>(3) 文化又は芸術活動、その他これらに類する活動を実施するために使用するとき。</p> <p>(4) 体験型学習、その他これらに類する活動を実施するために使用するとき。</p> <p>(5) (1) から(4) までに掲げるもののほか、個別具体的な判断に基づき市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>5 茅ヶ崎市市有財産規則第17条第1号及び第2号については、それぞれの規定において具体的に定められているため、審査基準を設定していない。</p> <p>6 茅ヶ崎市市有財産規則第17条第3号の「上記に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。」とは、自治会活動の目的に使用する場合や、PHS基地局を設置する場合等その使用の目的に公共性・公益性が認められる場合をいう。</p> <p>7 行政財産本来の用途及び目的からみて、その管理の障害となる使用については、許可しない。</p> <p>8 使用目的及び使用方法が明確でない場合、又は使用範囲が必要最小限度でないとは認められる場合は、許可しない。</p> <p>9 申請者が、茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに掲げるものに該当する場合は、許可しない。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（令和8年2月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 20日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成26年3月28日設定（ 年 月 日最終変更）